

食品等流通合理化 緊急対策事業の ご案内



食品等流通合理化緊急対策事業の概要

事業のしくみ

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく「食品等流通合理化事業」の一環として、食品等の流通合理化を図るために必要な設備・機器の開発・導入の取組に対し、食品等販売事業協同組合等を支援する事業

支援の内容

- 開発・導入資金の3分の2相当額を食流機構が導入時に貸与
- 5ヶ年以内に食流機構に返済(無利息)

対象業種・資格

- 食品等販売業者が利用可能
 - ①食品等販売事業協同組合等の団体による実施
 - ②①の構成員(組合員)が実施

参加要件

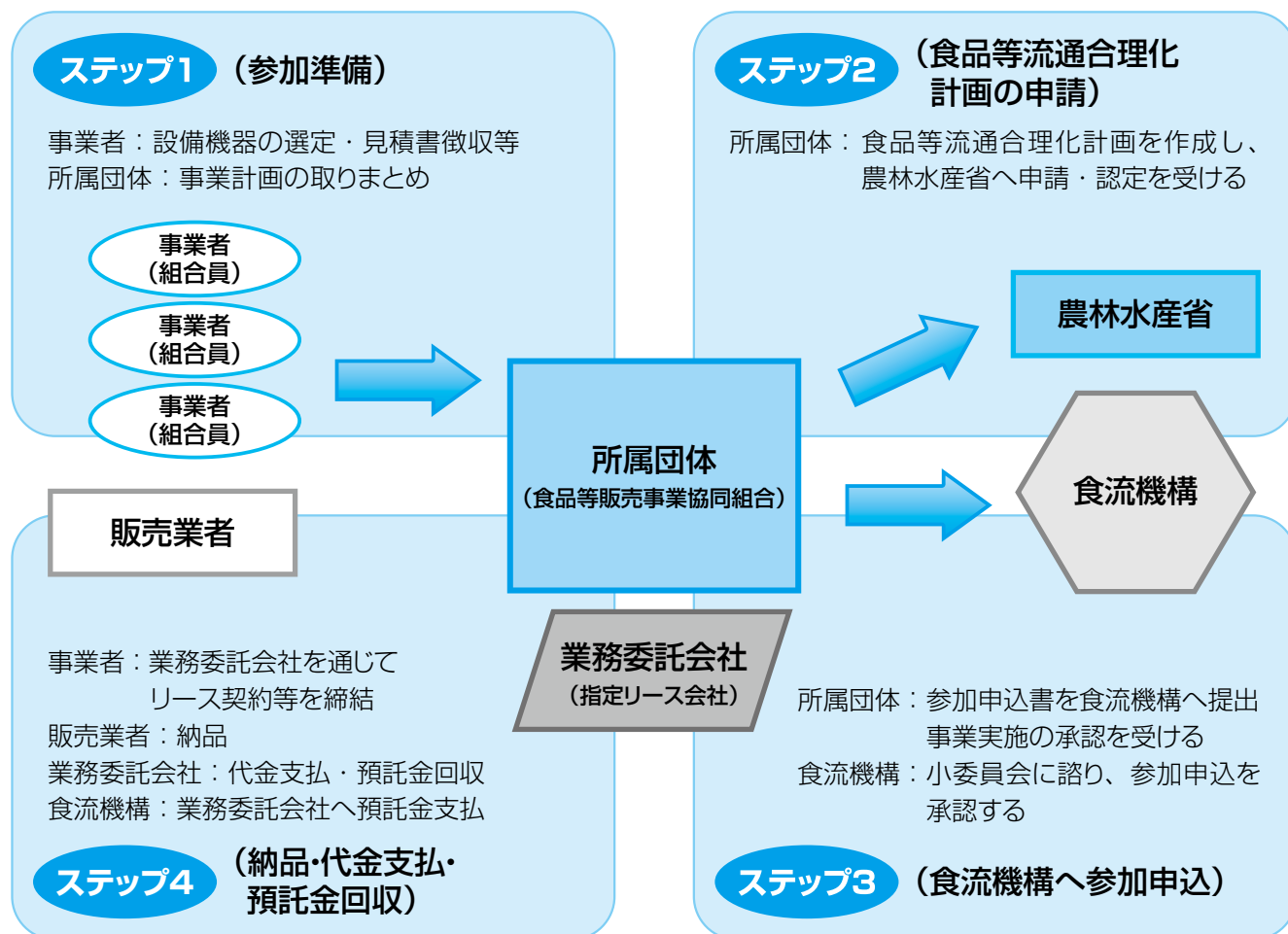
- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に定める「食品等流通合理化計画」について農林水産大臣の認定を受けていること。

対象設備・機器について

～どのような設備・機器が対象となるのか、どのような設備・機器は対象外か～

基本要件 =5つのキーワード	●新しい技術 → 3年以内に開発された設備・機器 ●品質管理の向上 → 食品の鮮度や安全性の向上が見込まれる設備・機器 ●省力化 → 人手不足の解消、労働環境の改善が見込まれる設備・機器 ●省エネルギー → 経費の削減が可能な設備・機器 ●環境に優しい → フロン、CO₂、NO_x等の削減が可能な設備・機器、廃棄物処理設備・機器		
5つの分野	●情報 → コンピューター、情報ネットワークシステム、POS、EOSシステム等 (ハードあるいはハードとソフトの一体整備) ●物流 → 冷凍・冷蔵車、電動フォークリフト、電動ターレ、移動販売車、防水・防塵対応トラック等 ●多温度帯 → 冷凍・冷蔵ショーケース、冷凍・冷蔵庫等 ●省エネ → 各業界固有の省資源型の食品製造・加工設備等 ●廃棄物 → 廃棄物回収・保管・運搬設備、再資源化設備、減量化設備・機器等		
対象とならない設備・機器	<table border="0"> <tr> <td> × 建物、撤去費、工事費、内装等 × 店内の照明、空調設備 × 開発(改良)後、相当の年月を経過しているもの、中古品 × 店内配送車(カートラック、トレイカート)等 × 常温ショーケース(陳列棚、棚板、ラック等) </td><td> × マイクロバス × テーブル(作業台等) × その他備品的なもの × 消費税等税金類、保険料、保守料 × 指導料、研修会費等 </td></tr> </table>	× 建物、撤去費、工事費、内装等 × 店内の照明、空調設備 × 開発(改良)後、相当の年月を経過しているもの、中古品 × 店内配送車(カートラック、トレイカート)等 × 常温ショーケース(陳列棚、棚板、ラック等)	× マイクロバス × テーブル(作業台等) × その他備品的なもの × 消費税等税金類、保険料、保守料 × 指導料、研修会費等
× 建物、撤去費、工事費、内装等 × 店内の照明、空調設備 × 開発(改良)後、相当の年月を経過しているもの、中古品 × 店内配送車(カートラック、トレイカート)等 × 常温ショーケース(陳列棚、棚板、ラック等)	× マイクロバス × テーブル(作業台等) × その他備品的なもの × 消費税等税金類、保険料、保守料 × 指導料、研修会費等		

緊急対策事業への参加手順



注意

本事業では、導入事業者の経営状況等についての信用調査を行います(食流機構の指定リース会社が実施します)。結果によっては、事業を実施できない場合があります。

支援の内容 (リース方式)

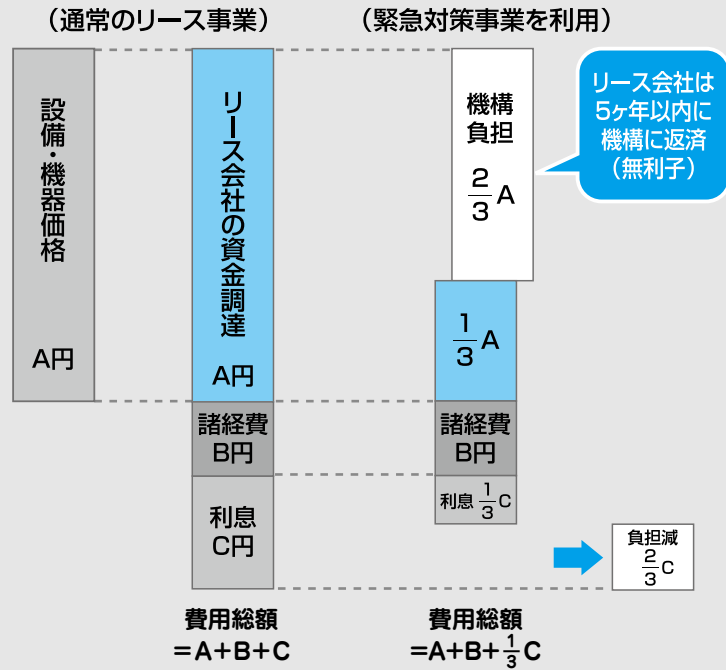
導入方法

- リース方式による導入は、食流機構が業務委託した『指定リース会社』とのリース契約になります。
- 設備・機器はリース会社が所有。リース期間終了後はリース会社に返却（又は再リースにより継続使用も可能）

返済方法

リース会社に対して、リース料を支払う。
(食流機構への返済はリース料に含まれています)

導入者のメリット



- 設備・機器の導入資金(消費税抜)の2/3相当額を5年間、無利息で支援⇒リース料金の低減『利息の2/3相当の値引き』

支援の内容 (割賦方式)

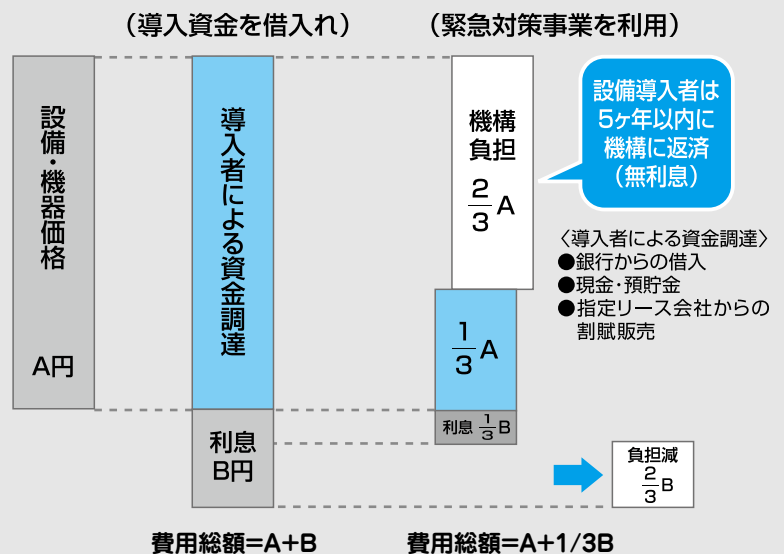
導入方法

- 割賦方式による設備・機器の導入は、食流機構が業務委託した『指定リース会社』を通じて行います。
- 設備・機器は導入者が所有。(ただし返済期間中は、リース会社が所有権を留保、終了後は導入者に移転)
- 別途、リース会社の事務取扱手数料(動産保険料等)が発生します。

返済方法

- ①導入時に資金(1/3相当額)を自己調達。
- ②以後、食流機構負担分(2/3相当額)をリース会社を通じて毎月返済。

導入者のメリット



- 設備・機器の導入資金(消費税抜)の2/3相当額を5年間、無利息で支援⇒導入時の資金調達が1/3で済む⇒導入費の負担低減『利息が1/3』

導入事例

●一般社団法人 A協会様

協会及び各会員が青果流通における青果物流コード及び電算処理を共同化し、業務の効率化を図るため、情報処理機器(サーバー・クライアント端末及びソフトウェア)等を導入しています。

●一般社団法人 B協会様

協会及び各会員が、食品販売業務におけるPOS情報等の共有化のための情報処理施設を導入するとともに、各会員が食品の品質管理の適確化・効率化を図るため、冷凍車、冷凍庫、電動フォークリフト等を導入しています。

指定リース会社

食流機構が本事業の実施に係る基本契約を締結しているリース会社のことです。指定リース会社については、導入者の要望に応じて追加することが可能です。(随時、業務委託基本契約の締結を受付しています。)

- JA 三井リース株式会社
- JA 三井リースオート株式会社
- 株式会社ジャストオートリーシング
- 株式会社名古屋リース
- 三菱電機クレジット株式会社
- NX・TC リース&ファイナンス株式会社
- 株式会社琉球リース
- 七十七リース株式会社
- FFG リース株式会社
- 東京センチュリー株式会社
- 東銀リース株式会社
- 浜銀ファイナンス株式会社
- ひろぎんリース株式会社
- 北海道リース株式会社
- 三菱 HC キャピタル株式会社
- 三菱オートリース株式会社

「食品等流通合理化計画」に関するお問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 TEL:03-3502-8267



お問い合わせ先

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 業務部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

TEL : 03-5809-2176 FAX : 03-5809-2183

<https://www.ofsi.or.jp>

*認定申請書等はここからダウンロードできます。